

# マネジメントリポート

2007年 6月

## 今回のテーマ： 海外財産の贈与と「住所」の判定

最近、海外財産の贈与をめぐる判決があり、「住所」の判定について注目が集まっています。

### 1 海外財産の贈与における裁判事例

2000年（平成12年）改正前の相続税法では、日本国内に住所を有していない者が海外財産の贈与を受けた場合には、贈与税が非課税とされていました。争点は、贈与日における受贈者の「住所」です。

	争点	結果	理由
平成19年5月 東京地裁 (現在控訴中)	贈与があった日 (平成11年)に おいて、海外に 住所があったか	課税処分取り消し (納税者勝訴)	海外に在住していた3年半の期間のうちの約65%は海外に滞在し、日本には約26%しか滞在していなかった等、諸事情を考慮して、日本国内に住所があったとは認められない
平成17年1月 東京地裁 (現在控訴中)	贈与があった日 (平成9年)に おいて、海外に 住所があったか	課税処分は適法 (納税者敗訴)	贈与契約締結当時にはホテルに連泊していた・毎月日本に帰国している・日本企業で働き、給与も支払われている・家族が日本に居住しており、そこに帰ってきている、等の理由から、生活の本拠は依然として日本国内にあると認められる

### 2 所得税の事例

先般、スイスの居住者と認識していた個人が、日本の居住者とみなされ、所得税の申告漏れを指摘されました。この個人は、海外に自宅を持ち、住民票を移していたことから、非居住者として源泉所得税のみを納付していましたが、海外移住後も頻繁に日本に帰国しており、滞在日数が外国よりも日本の方が多かったことや、日本の会社の取締役をしていたことなどの理由により、生活の本拠は日本にあるとして、追徴課税されました。後日行われた両国の相互協議によっても、居住地は日本とされたため、課税処分についての異議申し立てが認められる可能性もほとんどなくなりました。

### 3 「住所」の考え方

「住所」とは生活の本拠をいい、生活の本拠とは、客観的事実により総合的に判断することとされています。客観的事実とは、183日基準や住民票の所在など、形式的な事実によって住所を判定するわけではありません。

#### お見逃しなく！

海外財産を贈与した場合の現在の贈与税の取扱いは、つぎのとおりです。（相続税の取扱いも同様です。）

贈与者 \ 受贈者	国内に住所あり	住所なし（日本国籍あり・国外居住5年以下）	住所なし（日本国籍あり・国外居住5年超）	住所なし（日本国籍なし）
国内に住所あり	課税	課税	課税	非課税
住所なし（国外居住5年以下）	課税	課税	課税	非課税
住所なし（国外居住5年超）	課税	課税	非課税	非課税